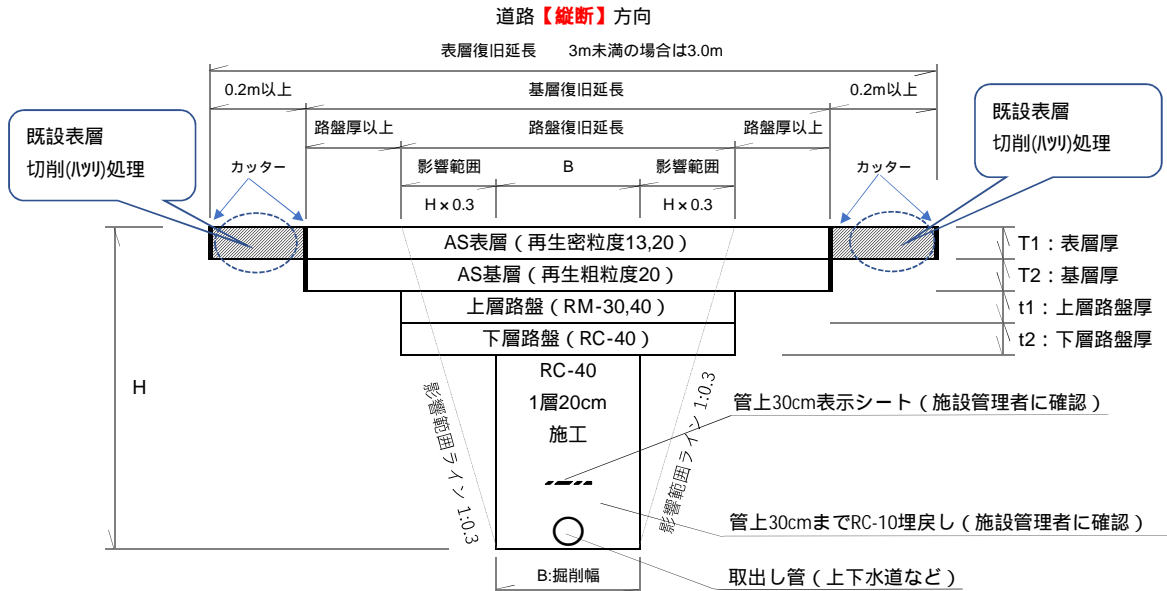


道路**縦断**方向の復旧範囲の考え方【As2層】

令和4年4月1日適用

掘削深さHが1.5mを超える場合は、土留めを設置すること。
 路盤復旧の影響幅は、土留めを設置する・しないに関わらず、「 $H \times 0.3$ （5cm単位切上げ）」とする。
表層復旧延長の計算結果が3.0mに満たない場合は、3.0mとする。（最低3.0m）
 同一申請で複数箇所の掘削を行う場合、町道の舗装継目を減らす目的のため、表層の端部と端部の間隔が5.0m未満の場合は、その挟まれた部分も含めて表層を復旧すること。
 また、上記と同様に既設舗装目地との距離が5.0m未満のときは、その間も含めて復旧する。
 側溝や暗渠等の構造物部の伏越しは、押込み工法（さや管工法）にて行うこと。やむを得ず構造物下部を掘削する場合は、構造物の一時撤去再設置、もしくは吊り防護・水締めによる埋戻し等を行い、地盤沈下対策を講ずること。
表層の突き出し部は、切削（はつり）処理を行い、基層（又はAS安定処理層）との継目を確実にずらすこと。
既設表層と復旧表層の継目の段差は+5mmまでとし、マイナスの段差は認めない。



道路**横断**方向の復旧範囲の考え方【As2層】

掘削深さHが1.5mを超える場合は、土留めを設置すること。
 路盤復旧の影響幅は、土留めを設置する・しないに関わらず、「 $H \times 0.3$ （5cm単位切上げ）」とする。
表層復旧幅員の計算結果が半車線を越えない場合は、半幅員（CL）までを復旧とする。
表層復旧幅員の計算結果が半車線を越える場合は、全幅員を復旧する。
 側溝や暗渠等の構造物部の伏越しは、押込み工法（さや管工法）にて行うこと。やむを得ず構造物下部を掘削する場合は、構造物の一時撤去再設置、もしくは吊り防護・水締めによる埋戻し等を行い、地盤沈下対策を講ずること。
表層の突き出し部は、切削（はつり）処理を行い、基層（またはAS安定処理層）との継目を確実にずらすこと。
既設表層と復旧表層の継目の段差は+5mmまでとし、マイナスの段差は認めない。

